

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（令和８年度第１回）

○日 時 令和８年７月１６日（木） 午前１０時３０分から１２時００分まで

○出席者 ※◎は座長、○は座長代理

（委員） 浅野 敬子 武蔵野大学通信教育部人間科学部 講師

○飛鳥井 望 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長

糸賀 美恵 全国犯罪被害者の会（新あすの会）会員

大塚 淳子 帝京平成大学人文社会学部 教授

小野 章子 弁護士（文京湯島法律事務所）

◎椎橋 隆幸 中央大学 名誉教授

小野 章子 弁護士（文京湯島法律事務所）

（オブザーバー） 奥田 暁宏 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長

（事務局） 住野総務局理事（人権担当）、小平人権部長、小林被害者支援連携担当
課長、山根統括課長代理

（事務局）

ただいまから会議を開催いたします。本日はお忙しい中、令和８年度第１回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます東京都総務局人権部の山根と申します。宜しくお願いいたします。

会議開催に先立ちまして、議事進行の取扱いと配付資料について、事務局より説明いたします。

本会議は、お手元の資料の中にございますが、設置要綱第５条第３項に基づき公開としております。議事録についても、配付資料とともに東京都のホームページで公開する予定でございます。議事録につきましては、事務局で案を作成し、発言者の皆様にご確認させていただきますので、お忙しいとは存じますが、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

では、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料は資料１から資料３、参考資料としまして「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱」、「委員名簿」の順で机上配付させていただいております。

今年の４月の人事異動によりまして、事務局の理事・部長に交代がありましたので、紹

介させていただきます。

(住野理事)

本年４月より総務局人権担当理事に着任しました住野でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

(小平部長)

私も４月から着任いたしました人権部長の小平と申します。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(事務局)

では次に、会議の開催に当たりまして、東京都総務局人権担当理事の住野から一言ご挨拶申し上げます。

(住野理事)

改めまして、総務局理事の住野でございます。本日はお忙しい中、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より犯罪被害者等の支援施策の推進に当たりまして、多大なるご協力を賜ってございます。厚く御礼申し上げます。

今年度の委員会開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。昨年度は、第５期東京都犯罪被害者等支援計画の策定に向けまして、本委員会を３回にわたって開催いたしました。その中で、皆様方からの貴重なご意見を頂戴いたしましたおかげをもちまして、無事に計画が策定できましたことを、ここに御礼を申し上げる次第でございます。

令和７年の全国の刑法犯認知件数は、前年から約３万件増加し、約７７万件となりました。東京都におきましても、前年度比で４，５００件増の約１０万件と、高い数値で推移してございまして、都といたしましては、犯罪被害者やご家族、ご遺族などに対する支援に着実に取り組むことが、なお一層求められているところでございます。

こうした中、本年４月、「一人ひとりに寄り添った支援により、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現」、これをビジョンにして掲げました第５期支援計画がスタートしてございます。その新たな施策の一例としましては、委員の皆様方からもご要望がござい

ました、区市町村の被害者支援条例の制定に向けまして、警視庁と、それから私どもとともに区市町村を訪問し、支援体制の充実を目指し取り組んでいるところでございます。また、経済的な負担の軽減として、これまでの遺族見舞金等に加えまして、犯罪被害により父母等を亡くされた遺児への見舞金を新たに創設する予定でございます。

今後も計画の推進を図っていくに当たりましては、被害者支援に深い知見をお持ちの皆様方から、専門的なお立場からのご意見を頂戴することが不可欠でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、昨年度に引き続き都が取り組むべき施策等につきまして、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。本日はどうぞ宜しくお願い申し上げます。

(事務局)

では、続きまして委員のご紹介でございます。本日は新たな任期での第1回の開催でございますので、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。各委員のお名前等につきましては、参考資料でお配りしました委員名簿のとおりでございます。

また、警視庁犯罪被害者支援室の奥田暁宏室長に、本日はオブザーバーとしてご参加いただいておりますので、併せて自己紹介をお願いしたいと思います。

では、お手元の委員名簿の順番に沿って、浅野委員から自己紹介をお願いしますでしょうか。宜しくお願いいたします。

(浅野委員)

武蔵野大学通信教育部の講師をしております浅野です。東京都の性暴力被害者のワンストップ支援センターでカウンセリング担当もしております。どうぞ宜しくお願いいたします。

(飛鳥井委員)

飛鳥井でございます。職種は精神科医です。公益社団法人被害者支援都民センターの理事長を務めさせていただいております。理事長ということだけではなく、都民センターでのいろいろな事例検討会にも毎週参加しております。また、警視庁のカウンセリングのアドバイザーなども務めさせていただいております。国の基本計画や東京都の被害者支援条例の策定、それから引き続きこの支援計画についても議論に参加させていただいております。

す。宜しくお願いいたします。

(糸賀委員)

糸賀と申します。私は被害者の遺族として、被害者当事者としてこちらに参加させていただいております。宜しくお願いいたします。

(大塚委員)

帝京平成大学の人文社会学部に所属しております、大塚淳子と申します。宜しくお願いします。職種は精神保健福祉士、社会福祉士です。それから社団法人のT I C Cという団体の監事を務めております。現在、世田谷区、豊島区、渋谷区で、条例制定や条例制定後の検討委員会の委員をさせていただいております。宜しくお願いいたします。

(小野委員)

弁護士の小野章子です。第一東京弁護士会の犯罪被害者に関する委員会の副委員長を務めております。また、東大の大学院の精神保健学分野の教室で、犯罪被害者の方や支援者のメンタルヘルスについての研究などにも取り組んでおります。どうぞ宜しくお願いいたします。

(奥田オブザーバー)

警視庁の犯罪被害者支援室室長の奥田と申します。私も警察庁と警視庁の被害者支援に関する指導官ということでやっております。今後とも宜しくお願いいたします。

(椎橋委員)

中央大学名誉教授の椎橋と申します。東京都の関係では、条例の制定からその検証にわたって参加させていただいております。大変有意義な会だと思っております。どうぞ、今後とも宜しくお願いいたします。

(事務局)

皆様、どうもありがとうございました。

それでは早速議事に入らせていただきます。議題1「座長選任」ですが、本委員会の座

長については、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱第3条第2項に基づき、委員の互選となっております。互選ということですので、ご推薦がございましたらどなたかご発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(飛鳥井委員)

前任期の検討委員会では椎橋委員に座長をお務めいただきましたので、引き続き椎橋委員をお願いするのが一番よろしいかと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局)

ありがとうございます。ただいま、椎橋委員を座長にご推薦するご発言がありまして、皆様ご賛同ということですので、椎橋委員をお願いしたいと存じます。

それでは、座長の椎橋委員にご挨拶をお願いしたいと思います。宜しく願いいたします。

(椎橋委員)

ありがとうございます。今回も座長ということで、過分な大役ではございますけれども、慎んでお引き受けさせていただきたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。では次に、同要綱第3条第3項において、座長があらかじめ指名する委員が職務を代理するという規定に基づき、座長代理を置く必要がございます。椎橋座長、いかがでしょうか。

(椎橋委員)

飛鳥井委員にお願いできればと思いますが、飛鳥井委員いかがでしょうか。

(飛鳥井委員)

承知いたしました。

(事務局)

ありがとうございます。では、これより先は椎橋座長に進行をお願いしたいと存じます。

(椎橋委員)

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。本日の議題は、お手元の次第にありますとおり、「東京都の犯罪被害者等支援事業について」でございます。まず初めに、事務局より配付資料の説明を一括をお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。

(事務局)

資料1から3により説明

(椎橋委員)

ありがとうございました。ただいま、事務局より第4期支援計画の実績について説明していただきました。

これからは、委員の皆様方から第4期支援計画の実績について、ご質問あるいは確認事項、また意見交換の時間にしたいと考えております。振り返ってみますと、昨年の検討委員会では皆様方から様々なご意見を頂きまして、第5期支援計画の策定に至りました。大変貴重なご意見を頂いたと思います。それから、事務局におかれても大変タイトな作業だったのではないかと推察しております。これから第5期支援計画を推進していくわけですが、今ご説明いただいた第4期の実績、効果、これを振り返るのは非常に重要なことだと考えますので、どうぞ本日はこの第4期支援計画の実績につきまして、皆様の忌憚のないご意見をお伺いしたいと考えております。

なお、勝手ながら円滑な進行のためにご発言は順番をお願いしたいと思います。飛鳥井委員、大塚委員、浅野委員、小野委員、糸賀委員、この順番でお願いしたいと思います。まず、飛鳥井委員からお願いいたします。

(飛鳥井委員)

大変詳しいご報告ありがとうございました。改めて5か年の流れを見ると、全体としてはとても着実に計画は進行したのではないかという印象でした。特に施策の柱の1です。東京都の役割として、「総合的な支援体制の整備」ということについて、会議体のほうも

順調に実績を積み上げてこられたと思います。

それから、もう1つ東京都の大きな役割としては、区市町村のバックアップというところで、これも着実に回数は増えておりました。ただ、恐らくまだまだ足りないのだと思うので、コーディネーターの方たちも活躍されていると思うのですが、引き続きコーディネーターの方、あるいは都民センターの相談員なども通じて、区市町村を今後ともバックアップしていくことが必要なのではないかと考えております。ただ、第5期支援計画の中に盛り込んで、少しずつ進展してきているという印象でした。

それから施策の柱2では、産婦人科医院の協力医療機関が非常に着実に増えてきたということで、よいことだと考えております。前向きに協力していただいているのだということが分かりました。

それから、特に最近は社会的な問題となっています子どもの性被害ですけれども、それに対しても啓発活動が順調に進んでいるということが分かりました。これもどこまでやればいいかということは分からないのですが、恐らくまだまだ引き続いて行っていただかなければならない領域なのだろうなと思っています。

あと、経済的負担についても見舞金、転居費用助成ですね。それからカウンセリングの助成、無料法律相談と、それも件数が順調に伸びてきておりますので、制度としては定着してきたのかなという印象を受けました。

それから、資料3で他局のいろいろな施策についてもお報告を頂きまして、これもよくまとめていただきましてありがとうございます。恐らく人権部が一種のハブのような機能を果たして他局の事業、特に被害者支援ということとして他局と連携していただいて、その情報をまたこうやってまとめてフィードバックしていただけるといった機能を人権部が果たしていただけると、引き続きとても助かるなと思いました。

中でもいろいろな事業が進められておりますけれども、DVの相談、それから男性のための悩み相談というのも始められております。DVは前から体制を立てられて、これも着実に伸びていると思いますけれども、特に112番の青少年のネット・スマホのトラブル相談窓口については、現代の子どもの性被害ではここが一番問題になっておりますので、SNSなどのリテラシーをいかに上げるかということが社会的に大きな課題です。「こたエール」とか「ファミリールール講座」とか、かなりたくさんの方がこれを利用されているということで、必ず役に立っていきますので、引き続きこういう事業は進めていただければと思います。

ほかにも幾つかありますけれども、全体としては大きな柱、それから1つ1つの施策について総務局、それから他局も含めて少しずつ着実に進展してきているという印象であります。引き続き、これもまた第5期支援計画の中で進めていただければと思います。以上です。

(椎橋委員)

ありがとうございました。続きまして、大塚委員お願いいたします。

(大塚委員)

ありがとうございます。ご説明、ご報告ありがとうございました。飛鳥井委員と同様に、着実に進んでいるなというのがまず全体的な印象でございます。少し重ならないところで申し上げたいのですが、区市町村のバックアップは東京都として大変大きな課題だと思っております。現在、足をいろいろ運び、後押しをいろいろ実施して頂いているのだと思っています。

私自身が幾つかの区市町村と関わらせていただいている中で、担当部局による、例えば総務の窓口が担当になったのか、福祉部局が担当になったのか、地域安全課みたいなのところが担当になったかみたいところで、体制を整備していくときの温度差みたいなのを若干感じるのです。特に福祉部局とか人権担当部署が担当されているところは、このテーマについては大変なのだけど、従来の取り組みも活かして何とか頑張っているなという印象を受けているのですが、対人援助に慣れていない分野の部署ですと、今回の資料2とか3にも見られるように、庁内ワンストップを作るときのマネジメントとかリーダーシップをとるのが非常に難しそうでご苦労されているとか、庁内でなかなか協力いただけなさそうというようなことを聞くことがあるのです。

そのため、バックアップされるときにワンストップの、いわゆる他部署連携みたいなところを、どのようにリーダーシップを取りながらこのテーマを基に進めていったらいいかということを少し意識していただくことを、これから更にお願ひしたいと思ったりしたところではあります。

また、東京都もこれだけ支援策を進めていくと、支援策は進めていけば進めていくほどどうしても基準から漏れる方やうまく使えない方とか、被害者支援施策だけではどうしても乗り切れなくて、先ほどから出ている他部局の施策と連携しないといけないような課題は

出てくると思います。進んできているなという実感とともに被害者の方々からよくお聞きするのが、やはり漏れてしまう人たちをどうするのかという視点を持つてほしいということです。漏れてしまう人たちのことが少し視点に入ってくるといいかなと思った次第です。

実績の報告を頂いているときに、どうしても数とか量が中心になっていくと思いますので、質の部分で本当に届いているのかということと、それから満足度がどうなのかということと、やればやるほど課題も見えてくると思うのです。その辺が積み重なっていくことが実は大事だと思いますので、今ご報告いただいた実績を見ますと、非常に順調に進んでいると思われるのですが、その裏側の質の部分として何か見えてきていることがないのかなというのも、今度はぜひ頂けるとありがたいなと思った次第です。

以上です。

(椎橋委員)

ありがとうございました。続きまして浅野委員、お願いいたします。

(浅野委員)

第4期のご報告を頂きましてありがとうございました。私も飛鳥井委員、大塚委員と同様に、第4期は非常に順調に進められていると思いました。特に性暴力のことに关しては、刑法の改正もあって認知件数が増えているという中で、相談件数も増えたり、また広報の仕方も途中で柔軟に変えたりということでご対応いただいていたこともあって、昨年度の電話など相談件数も増えているのではないかと思います。国民の理解の増進ということで、認知度を上げるという課題がまだあったかと思いますが、その成果も出ているため、今後も同様に取り組んでいくことが大事なのかなと思いました。

性暴力被害のところで言いますと、大塚委員のご発言と重なるところもあるのですが、東京都の性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターは連携型でやっていますので、他機関との連携の質をどう確保していくかというのは非常に重要なところかと思っています。特に性暴力被害者の方は精神的なケアが必要な方が大変多くございますけれども、精神科医療機関との連携という面ではまだ課題が多いということも現場から聞いておりますし、これは東京都に限らず全国的に精神科医療機関との連携は非常に重要な課題になっているという話を伺っているところでもあります。東京都は第4期までで医療機関、協力機関数を順調に確保できていると思うのですが、連携の質についても第5期支

援計画ではどんどん進化できるといいのではないかと考えております。

第4期の成果の振り返りと併せて意見を述べさせていただきました。以上になります。

(椎橋委員)

ありがとうございました。続きまして、小野委員お願いいたします。

(小野委員)

詳細なご報告、どうもありがとうございました。私も拝見していて、非常に順調にいろいろな施策が進んでいると感じております。現場で様々な事件を担当していても、コーディネーターの方の存在が他機関との連携につながっていたりだとか、いろいろなところでありがたいと思うことが多く、引き続きお願いできればと考えております。一方で、非常に少ない人数で支援の専門の方に対応していただいていると認識しております。件数が非常に増加傾向にあるというところから、そういった方々のご負担の軽減、持続可能性の観点、それから質を保ちながら人材を確保し、場合によっては育成というところに、引き続き取り組んでいただければと感じているところでございます。

あとは弁護士のところにいらっしゃった被害者の方、特に性被害の方で、皆さん非常におっしゃるのが、ご自身で直接、適切な精神的なケアにつながるということが非常に難しかったということです。我々やいろいろな関係機関、どこかにつながれば、関係の協力医療機関を確保していただいていますので、そちらにつなげることができるのかと思いますが、やはり被害申告をしたくないと思っていらっしゃるような方は、こういった機関にそもそもつながらず、医療機関にだけかかりたいと思っている方もいらっしゃいます。そういった方がどこに行けばいいのか分からなかったというお声をよく伺いますので、具体的にご自身の便利な場所でどこに行けば適切な治療が受けられるのか、トラウマのケアなどが受けられるのかといった、積極的な情報提供を一般の都民の皆様に対しても行っていただけるとよいのかなとも感じるところでございます。

あとは、被害者参加制度における弁護士の費用助成の件数がかなり限定的であるというところについて、これは弁護士会も反省するところかなと考えております。こういった非常に有益な施策を用意していただいておりますので、弁護士会の中でも周知を徹底して、この要件に該当する方はたくさんいらっしゃると認識しておりますので、適切な方にこの施策を使っていただける形になるように、弁護士会としても努力してまいりたいと感じて

おります。

いろいろと支援をする中で、本当にたくさんの充実した施策を実施していただいているところではございますが、物によってはどうしても被害の届出などによって被害の存在がある程度分かる要件になっているもの、もちろん必要な要件であり、かなり柔軟にご対応いただいていると認識しているところではあるのですが、被害申告したくないという方は、こういった要件を目にすることで申請をためらってしまうことが多く見られます。被害申告の決心がつく前にすぐに提供するほうがよいだろうという支援もあるかと思いますので、そういったところをどのようにバランスを取っていくのか、引き続きご検討いただけるとありがたいと思っております。

最後に、区市町村でも被害者支援の各制度の周知が非常に進んでいると、肌感覚ですごく感じているところがございます。少し前はやはり「区市町村の窓口に行ってもよく分かりません」という形で、なかなか支援を受けられないこともあったのですが、最近はかなり適切な対応を取っていただける窓口をご案内いただけることが増えたと思っております。都のバックアップの成果だと感じております。大変感謝しております。ありがとうございます。以上です。

(椎橋委員)

ありがとうございました。最後になりましたが、糸賀委員お願いいたします。

(糸賀委員)

随分世の中が変わってきたなというのは本当に感じております。私は飛鳥井委員先生の支援センターに22年くらいお世話になっています。先週、警視庁が開催する「命の大切さを学ぶ教室」に支援センターからの紹介で講師として登壇させていただいたときに、私立の中高生の女子校でおそらく高校1年生の女子生徒さんだと思うのですが、質疑応答の時間に、「次男さんは事件後、大丈夫だったでしょうか」という、質問が来ました。私は長男が亡くなっていて、次男がいるという話をしたのですが、初めてそういった質問が来て、本当にびっくりして、すごく勉強になりました。私は次男のことはあまり気にしないで過ごしてきました。仕事もできて、結婚して、子どももいてという幸せな生活をしているからいいのですけれども、例えばきょうだいが小学生だったときに、親が疲弊してしまうと、その子たちのケアをどうするのかというのもすごく気になっています。

先ほど、犯罪被害にあった児童・生徒へのリーフレットの配布とありましたが、先生たちもどうしたらいいか分からないということがあると思います。そういったときにやはり学校、教育者に対して、こういう研修みたいなのに本当にもっと参加してもらえたらすごくうれしいと思うのと、都立とか公立に限定されているのですが、私立の先生も、そういう研修を受けていただきたいです。やはり私立は私立で何か独自の考え方があるのかもしれませんが、この間行った学校は本当に先生たちがいい方で、「私たちもこれから勉強していきたい」とお答えを頂いて、これはすごくいいことだなと思うのですが、そのためには、ずっと私も毎年言い続けているのですが、やはり自治体への助けを求められるような、各区市町村で条例を制定してもらうような、そのようになっていくのが一番いいのではないかと考えています。例えば先ほど言った、お子さんに対する性犯罪とか、交通事故被害でご遺族となったごきょうだいとか、そういうところのケアもできるようになるには、やはり自治体の力が必要だということも感じました。

以上です。ありがとうございました。

(椎橋委員)

ただいま、各委員から第4期支援計画の実績についてのご意見を伺いました。大体共通していることは、この第4期支援計画については順調に進んでいると、皆様言われたと思います。その中でも、多機関ワンストップサービスでのコーディネーターの活動というものがあって、支援がうまく回ってきているのではないかと。それと関係しますけれども、いろいろな連携ですね。例えば産婦人科医とか精神科医との連携がさらに進んできているということも評価していいのではないかとということが共通していたと思います。それから区市町村に対する条例の制定と、いろいろなバックアップがさらに必要なのではないかと。進んでいるけれども、さらに必要なのではないかとということなどが共通していたと思います。

他方では、庁内連携というのも、なお課題が残されていて、よりいい形の連携の在り方が必要なのではないかと。それはなぜかというと、部局によっても違いがあるのではないかとということも指摘されました。それから、弁護士会等との関係。被害者参加制度における弁護士の費用助成の件数は少ないということについてのご指摘がありました。

そういうことを踏まえて、委員の皆様方の意見交換をしたいと思います。さらに先ほどのことでは言い足りなかったこととか、あるいはほかの委員の方のご発言について、ある

いはそれに触発されてということでも結構ですので、どの観点からでも結構です。

それでは、大塚委員からどうぞ。

(大塚委員)

ありがとうございます。まずは糸賀委員のお話にあったきょうだいのケアの観点は、大事なことだと思って今伺っていました。きょうだい支援であるとか、やはりご家族全体の支援であるとかが非常に大事だなと思うときに、少なくとも学校の先生方にそういうことが大事だということを分かっていたきたいということから、全国で数か所、幾つかの都道府県がきょうだい支援のための研修会をやっています。

私は熊本県に關与させていただいたのですが、熊本県は県が全県内の学校の先生たちを集めた同じ研修を3回、だから毎回80人とか100人くらいでしたか、きょうだいに対する支援に関する話をしてもらって、その後グループワークをやる研修でした。集まられたのは養護の先生が大半でした。養護の先生たちは、学校内連携がいかに難しいかという話をグループワークでされていました。やはりそういう研修を場合によっては都が行うということもあっていいのかなと思ったのが1つです。

もう1つ、ぜひこれからやっていただけるといいなと思ったのですが、この事業一覧の中の63のところで、ストーカーの事案の話を先ほどご報告いただいたのですが、検挙措置等により加害行為の防止を図るとともに被害者等を安全な場所へ、とあります。ただ、検挙されるまでの間が恐怖ではないですか。だから、そのときの転居措置であるとか、安全な措置を図るためにどうしたらいいのか、いわゆるDV防止法の観点との絡みでどうすみ分けできるのだろうかといういろいろ検討している自治体もあります。ストーカー事案は本当になかなか防ぎようがない難しさがあると思うのですが、東京都として何かお考えがないだろうかとか、気になった次第でした。

(椎橋委員)

ありがとうございました。ただいま2点大塚委員から出されました。子どもの被害者の場合、被害者だけではなくきょうだいについての支援をどうするか、そもそもその前提として、家族内での話合いというか、情報の共有というか、そういうものが必ずしも取れていない、そういう現状もあるということで、そのあたりをどうしたらいいのかと。学校の先生方の支援というか、そういう方々について、現状は必ずしも先生方が全て関心を持っ

ておられるわけではないという実情もあるようなので、その点について少し議論できればと思います。

それからストーカー事案についても、いつの時点でどういう対応策が取れるのか。これも非常に難しい問題なので、どうしたらいいのか議論したいと思います。これは警察の方のご意見も伺えたらいいと思います。

最初のきょうだいの支援の問題について、東京都から、この点について何かございますか。

(事務局)

昨年、犯罪被害者月間行事のときに、国立市で妹さんを亡くされたお姉さんの立場についてご遺族の方にご講演いただきました。きょうだいに支援が行き届かないということがあるが、きょうだいもつらい立場にあるということや、自分が原因の1つになったのではないかなど、いろいろな苦しみをいまだに抱えていらっしゃるというお話でした。月間行事でお話を聞くときに、いろいろなお立場の方々を講演会にお招きするというのも、社会全体の理解を広げるための方法の1つだと思います。

教員向けの研修では、被害者ご本人だけではなく、ご家族、ごきょうだい含め、被害後の反応があるというお話を聞いて、理解を深めていただき、適切に行動できるようにというプログラムを毎年実施しているところでございます。

(飛鳥井委員)

都民センターの場合は、ご遺族の方、大体お子さんが被害に遭った場合はお父さん、お母さんが来られて、その後、ごきょうだいへの影響のアセスメントといいますか、今のところどうですかということをお伺いして、ごきょうだいにも来ていただくこともあります。それから、さらに多いのは、残されたお子さんたちに親御さんとしてどういう気遣いをさせていただければというお話をさせていただいて、個別の事案ではなるべく兄弟姉妹の方へのケアということも広げて対策はしています。ただ、ごきょうだいへのケアまではいいですという保護者の方もおられますので、いろいろな普及啓発活動の中で、兄弟姉妹の人たちの影響、そういう当事者の方に少し声を聞かせてもらおうといった機会を今後とも増やしていただくのがいいかなと思います。

実際は確かに教育現場で、被害を受けたお子さんへの体制は考えてくれるのですが、兄

弟姉妹に対していろいろ気配りをするというのは、やってくれるところもありますし、なかなかそこまでは手が回らないといったところもあります。個別の事案ごとに、家族全体のそれぞれの人への影響を見ていくことを積み重ねていくのかなと。現場でのケアということでは、そういうことになるのかなと思います。

(椎橋委員)

そういうときは、お父さん、お母さん、それから被害に遭ったお子さん、皆さんに来ていただいてお話を伺うという、そういうことはございますか。

(飛鳥井委員)

お父さん、お母さんと一緒に合同面接したり、それからきょうだいを亡くされた方向けのいろいろなチラシとか絵本とかもありますので、そういうものも読んでもらったりとか、それからお子さんだけで面接できる場合は、そこで心理面接を受けていただいたりと。そういうケース・バイ・ケースでのケアは提供できるかと思います。

(椎橋委員)

どういう被害に遭ったかによっても違うと思うのですが、それは親に打ち明けるときに、お母さんには話せるけどお父さんには話したくない、その逆もあると思うのです。家族全体となってまとまることが望ましい姿だと思うのですが、なかなかそう簡単ではないと思います。そのあたりはどうなさったらよろしいでしょうか。

(飛鳥井委員)

今おっしゃられたことで、家族もまとまらず1人ひとり、むしろばらばらになりますので、残されたお子さんにとっては、自分も子どもなのに、しかし両親は亡くなった子どものことばかりで頭がいっぱいになって、自分だけ取り残されてしまった感じとか、いろいろな思いをしていますし、もちろんそれなりの悲しみもあるわけですが、一方でむしろ自分のことも気にかけてほしいという気持ちもあります。そのあたりにはいろいろな思いがありますので、やはり1人ひとり個別に対応していく場を提供してあげることが必要なのではないかと思います。

家族関係はそれぞれですから、それまでの家族関係も見ながら支援していくことになる

と思います。それとは別に一般的に、兄弟姉妹にはどのような影響があるのかといった意見、当事者の方の声を聞かせてもらいながらの普及啓発も併せて必要になってくると思います。

(椎橋委員)

ありがとうございます。大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

飛鳥井委員がおっしゃったように、きょうだいとかご家族のメンタルヘルスのケアは、都民センターなどの支援機関につながれば行っていると思います。

一方で精神科のメンタルヘルスのケアのところではなくて学校教育の現場の中で、兄弟に対して学校の先生がトラウマを与えたり、学校の間がトラウマになって行けなくなる場合がある等、兄弟姉妹に対する対応も意識いただければと思います。もう少し丁寧なケアということについて、国でも第5次計画に兄弟姉妹について記載されていたので、ぜひ少し意識していただけるとよいと思います。

(事務局)

第5期支援計画の48ページに、所管局は教育庁ですが、「犯罪被害にあった児童・生徒が不登校となった場合における継続的支援の促進」という施策で、「犯罪被害に遭った児童・生徒又はその兄弟姉妹である児童・生徒が不登校となった場合、当該児童・生徒の個別の状況に応じ、教育支援センターによる相談支援や学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進します」という形で、不登校となった児童・生徒の中に、そういった方がいらした場合には、相談支援や学習指導を行っているという取組自体はございますので、引き続き漏れなく取り組んでまいりたいと思います。

(小平部長)

今各委員の先生からお話があった中で、実際不登校のお子さんがいた場合にという限定つきではあるのですが、ただ大塚委員とかからお話があったように、例えば先生がどのように受け答えをしたらいいのかというところは、実際どこまでどういうお話をされているのだろうというところは分からないところもあるので、そこについては例えば教育

庁とお話しする機会があればそういうこともお伝えさせていただいて、一気にというのは難しいかもしれないのですが、少しずつでも実際実のある取組というのですか、そこにつながる形で各局とも必要に応じて情報共有させていただきたいと思います。

（椎橋委員）

なかなか教育支援センターでどういうことをされているのかというのは分からないものですから。

（小平部長）

そうですね。個々の具体的にどこまでというのは、それぞれで違うのかもしれないです。その辺りも、こちらで確認させていただきながら情報共有して進めることがいいのかなと思います。第5期支援計画ができたばかりですので、少しずつですが進めさせていただければと思います。

（椎橋委員）

個別の事例によって、それぞれお子さんが置かれた状況は違うと思いますので、教育支援センターの先生が、例えば心理とか医学とか、そういうバックグラウンドをお持ちなのかどうか、それから個別にほかの生徒とは切り離して、しかし勉強が遅れても困るから個別の授業をするとか、いろいろやっておられるのかもしれませんが、教えていただける機会があれば、お願いしたいと思います。

（小平部長）

承知しました。またお伝えできることがあれば、次回のときに確認させていただいて、皆様にお伝えさせていただければと思います。

（椎橋委員）

ありがとうございます。では、ストーカーの問題についても少し議論したいと思うのですが、先ほど、検挙する前と後でどう違うのかという問題提起もされましたけれども、そのあたりのところはどのような対応をなさっているのでしょうか。

(奥田オブザーバー)

やはり一番は被害者の、相談者の安全確保が最優先です。しかし実際、警察に相談しにくるときにはもう被疑者がすぐそばまで近寄ってきているという場合が多いのが現状です。いかにしてスピーディに隔離するというのが第一のことなのですけれども、やはりそこに生活基盤があるので、違う施設への移動だとか、引っ越しだとかを考えるのが、なかなか難しい状況なのだと思います。

検証を重ねながら警察も対応しているのですけれども、かなり時間がかかります。今後の課題としては、出所してきた場合、またそこに戻ってくることが考えられるので、そこは関係する都道府県の警察と連携しながら、出所するときの情報だとかを確認しながら対応しております。

(糸賀委員)

私は息子なのですが、うちもストーカーのような形で、彼女のほうにうちへ入り込まれたという形でした。私は息子だから、男だから大丈夫だろうと、警察にも全く相談しないような、そんな状態だったのですけれども、やはり最近起きるストーカーは、まずどこかに逃げなければと親戚のところへ行ってしまうとか、実家へ行ってしまったとか、友達のところへ行ってしまうとか、それが一番危ない話なのです。

元交際相手等とのトラブルが起きてしまった場合、きっとお母さんとかお父さんは、何であのとき行かせてしまったのだろうとか、自分を責めてしまってなかなか立ち直れない、そういうところがあると思うのです。

また、ご主人からDVを受けて、子ども2人を連れて実家に帰ってしまったという事例を聞いたことがあります。施設やほかのところへ行く方法もあったのだけど、子ども2人もいるし、実家が一番手っ取り早いだろうと思って行ったところ、やはり追いかけて、当然実家などは分かっているはずで、そこで刺殺されてしまって、子ども2人を残してしまうという事件がありました。やはりどこかに、知らないところへ行かないといけないと思います。一般の人はこういう事件が報道されても自分は殺されないだろうとか、そこまでいかないだろうという、そういう認識でいるのではないかと。そこが怖いところですね。

おそらく、親御さんなどが立ち直れないのは、自分を責めてしまっていることが原因だと思いますので、悪いのは親ではないと言ってあげることも大事だと思います。

(奥田オブザーバー)

個人的には住民票の閲覧制限などを、もう少しスピーディにできればとすごく思います。

(大塚委員)

現在、各自治体が条例を作り、要綱のレベルで支援対象をどこまで拡大できるのだというのを、いろいろな事案で一生懸命真剣に考えています。

要するにストーカーもそうですけど、引っ越し、転居の話が出たのですが、どうしても1泊幾らであるとか、6泊分までとか、DV防止のほうで行くとシェルターでなければいけないとか、シェルターに入るにはこういう要件とあるではないですか。やはりそこがネックになってそれを使わない方もいらっしゃるの、どうやったら最小被害の段階でとどめて、殺人被害に至らずに済むために何を拡大できるかとか、今一生懸命考えているところです。

性犯罪の被害にしても、刑法の性犯罪ではないレベルのところまで広げてできないとか、各自治体がいろいろ考えているのですが、そういうときにぜひバックアップいただきたいと思います。警察の方が一生懸命説得されているのに、やはり生活基盤があるので、引っ越しはするけど仕事は変えないみたいな事例があるので、どのように被害を最小にとどめられるかという支援の方法は正直難しいと考えます。

ストーカーは極端に言えば知らない人から見初められて、気に入られてずっとつけられてみたいなこともあったりするので、なかなか本当にどうしたらいいのだろうと頭を抱えている次第なので、何か皆さんいいお知恵があればください。

(椎橋委員)

今、被害者の問題のところ、被害者がどうしたらストーカー被害に遭わないようにするかということで、避難とかいろいろ話を話されているわけですが、加害者対策も大事なのですね。ストーカー規制法はありますけれども、これがまだまだ不十分ではないかというので、今どこまで進んでいるのですか。

(奥田オブザーバー)

出所情報などの情報は把握できますが、その前段階は、今後いろいろ関係機関で検討するしかないかと思っています。ただ、やはり被害者本人も、ご遺族の方も心の傷はずっと

続いていますので、もっと早く相談しておけばよかったとか、もう少し何とかやっておけばよかったと自責の念を抱えている方が多いです。

（椎橋委員）

ありがとうございます。そのほかにはいかがでしょうか。小野委員、どうぞ。

（小野委員）

ストーカーの件に関しては、法律家の立場では、やはり接近禁止とかそういうところではなかなか関与できないところでして、深刻な事案であればあるほどあまり意味がないというか、命令を守る方にのみ有効なところもございまして、やはり物理的に離すことが不可欠だと常々感じているところでございます。一方で、被害者側が逃げるという方向ばかりで、被害者側が生活を犠牲にしなければならないというところが、なかなか危険を回避できない原因になってきているのかなと思っているところです。

ただ、加害者をそう簡単に閉じ込めておくこともできない中で、今できることとしては、被害者の方が一時生活を止めてでも安心して逃げられる施策をもっと充実させていただきたいと思います。今までもご意見が出ていたように、転居費用もそうですけれども、やはり日々の生活をしていかなければいけない。それがストップする。学校に行けない。仕事に行けないことの影響をすごく心配されて、怖いけれども日常生活を優先させてしまう方がとても多いので、学校であれば欠席しても不利益がないようにということであったりとか、日々の生活費であったりとかの支援についても当面かなり充実させていくしかないのかなと感じておりますので、都でもそのあたりを積極的にお考えいただけると非常にいいなと思っております。

（椎橋委員）

そのあたりは法律でやるのか、条例でできるのか、なかなか難しいものがありますね。一定程度の行為が続くと接近禁止とかありますけれども、そうやってもそれを破って押しかけていって、大事に至ってしまうことがあります。

また、被害者が自衛策を取るのはある意味では当然なのですが、なぜそういうことを被害者がやらなければいけないのだという意見もあります。加害者を止めればいいのかという考えは当然あり、今後も議論を続けていくことが重要だと考えています。

(飛鳥井委員)

話が変わりますが、冒頭で住野理事からご発言があった区市町村条例の策定に向けて、警視庁と東京都で協力して、1つ1つ、交渉を進めていただいていることと思います。それから、大塚委員はいろいろな区のバックアップをしていただいていたたり、糸賀委員からも区市町村の条例制定についてご意見がございました。これは恐らく第5期支援計画での大きな目玉になると思うのです。都としては協力ということですが、この支援条例の制定が区市町村レベルで、せめて全国平均の6割というところまで届いているかどうかだと思うのです。

それと同時に、単に支援条例ができればいいということではなくて、それをするためには都が区市町村の支援のスキルについてバックアップしていくということを併せてしていないと、区市町村は条例を制定したけれども何をしたいかわからないということになってしまいます。バックアップもさらに強力に推し進めていくということで、ぜひこれは1自治体でも多く制定していただければと思いますので、宜しくお願いいたします。

(椎橋委員)

それでは、浅野委員どうぞ。

(浅野委員)

先ほどのところで、小野委員から性暴力被害について、被害申告をためらう人についても医療機関につながりやすくとか、情報提供等ができていないのではないかというお話がございまして、本当にそのとおりだと思いました。ワンストップ支援センターは被害申告にかかわらずご利用いただけるというところではあるのですけれども、やはり被害後早期からというところに重きを置かれている関係で、なかなか中長期の精神的な支援ができていないというところが全体の課題としてはあると思っております。

被害申告もせず、どこにも誰にも相談しないという人が、調査で6、7割程度いらっしゃいますので、そういう方が精神的ケアにつながれるということも大事だと思います。あとはいろいろな法律や施策が充実すればするほど、過去の被害について思い出して、やはり相談したいという方が増えてくるというところもありますので、人員のところとしても予算としてもなかなか難しいとは思いますが、性暴力被害の方、過去の被害、中長期のケアにもできることがあるといいなというところで、第5期支援計画の中で何か工夫

できるといいなと思っております。以上です。

(椎橋委員)

ありがとうございました。本日も活発な意見交換を行うことができました。まだいろいろご発言なされたいことがあるかもしれませんが、このあたりにしたいと思います。もし言い足りないことがございましたら、後日事務局にお伝えいただければと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了したいと思います。本日はご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —